

高松市・庵治町合併協議会
第5回会議資料

日 時：平成16年11月24日（水）

午前10時

場 所：高松市役所 13階 大会議室

目 次

(協 議 事 項)

協議第 1 3 号	地方税の取扱い(協定項目第 9 号)について (第 4 回会議提案:継続協議) -----	1
協議第 1 4 号	条例・規則等の取扱い(協定項目第 1 4 号)について (第 4 回会議提案:継続協議) -----	8
協議第 1 5 号	電算システム事業(協定項目第 2 4 - 1 号)について (第 4 回会議提案:継続協議) -----	1 1
協議第 1 6 号	広聴広報事業(協定項目第 2 4 - 2 号)について (第 4 回会議提案:継続協議) -----	1 4
協議第 1 7 号	生活保護事業(協定項目第 2 4 - 7 号)について (第 4 回会議提案:継続協議) -----	1 7
協議第 1 8 号	その他の事業(情報公開制度) (協定項目第 2 4 - 2 2 号)について (第 4 回会議提案:継続協議) -----	2 0
協議第 1 9 号	その他の事業(外部監査制度) (協定項目第 2 4 - 2 2 号)について (第 4 回会議提案:継続協議) -----	2 1
協議第 2 0 号	地域審議会の取扱い(協定項目第 6 号)について -----	2 2
協議第 2 1 号	議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目第 7 号) について -----	2 7
協議第 2 2 号	消防団の取扱い(協定項目第 1 9 号)について -----	3 1
協議第 2 3 号	国民健康保険事業の取扱い(協定項目第 2 2 号) について -----	3 4
協議第 2 4 号	介護保険事業の取扱い(協定項目第 2 3 号) について -----	3 7
協議第 2 5 号	人権啓発事業(協定項目第 2 4 - 3 号)について -----	4 0
協議第 2 6 号	その他の事業(市・町民褒章制度) (協定項目第 2 4 - 2 2 号)について -----	4 3

協議第27号 建設計画(協定項目第25号)について -----	44
(そ の 他)	
高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について -----	45
高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定について -----	45

協議第13号（第4回会議提案：継続協議）

地方税の取扱い（協定項目第9号）について

地方税の取扱い（協定項目第9号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年10月22日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増田昌三

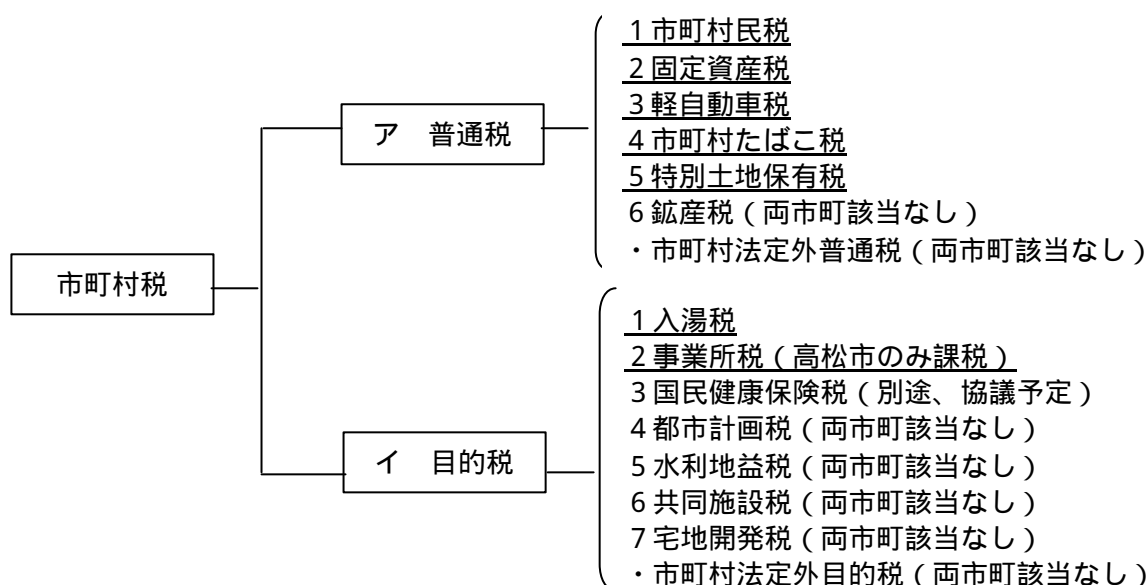
協定項目	第9号	地方税の取扱い
<p>地方税の取扱いについては、高松市の制度に統一するものとする。</p> <p>ただし、</p> <ol style="list-style-type: none">1 庵治町に係る法人市・町民税、軽自動車税、入湯税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱うものとする。 法人市・町民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。 軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。 入湯税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。 事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。2 庵治町に係る個人市・町民税の均等割の非課税基準、個人市・町民税及び固定資産税の納期、固定資産税の宅地の評価方法については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。3 庵治町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。		

平成 年 月 日 確認

地方税の概要について

現行の地方税法上、市町村が課税することができるのは、いわゆる法定普通税として6種類、法定目的税として7種類のほか、法定外普通税及び法定外目的税がある。

普通税とは、その使いみちが特に定められておらず、地方公共団体等の一般経費に充てられる税金で、目的税とは、その使いみちが特に定められている税金で、例えば、入湯税は、環境衛生施設などの整備等に要する費用に充てることを目的として課税される。



ア 普通税

1 市町村民税

(1) 個人市町村民税

個人市町村民税は、1月1日において市町村内に住所を有する個人に対して課税し、均等割と所得割に区分される。

なお、個人市町村民税と個人県民税は、納税義務者、税額計算の基礎となる所得金額などが共通であるため、納税義務者の便宜を図る観点から市町村がこれらを併せて課税している。

均等割

均等割は、所得金額の多少にかかわらず一定の税額を課税する。

標準税率は、年額3,000円となっている。

なお、個人県民税の税率は年額 1,000 円である。

所得割

所得割は、所得金額を基礎として算定する。

標準税率は、200万円までの部分が3%、200万円超から700万円までの部分が8%、700万円超の部分が10%となっている。

(2) 法人市町村民税

法人市町村民税は、市町村内に事務所・事業所を有する法人に対して課税し、均等割と法人税割に区分される。

均等割

均等割は、所得の有無にかかわらず一定の税額を課税する。

標準税率は、資本等の金額と従業者数に応じて11段階に分かれており、(5万円から300万円)、制限税率は、標準税率の1.2倍となっている。

法人税割

法人税割は、法人税額(国税)を基礎として算定する。

標準税率は12.3%、制限税率は14.7%となっている。

[参考]

標準税率.....地方団体が課税する場合に、通常よるべき税率として法定されている税率

制限税率.....地方団体が課税する場合に、超えてはならないものとして法定されている税率

一定税率.....地方団体が課税する場合に、これ以外の税率によることができないとして法定されている税率

2 固定資産税

固定資産税は、1月1日において市町村内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税する。

税額は、固定資産評価基準に基づき評価した土地、家屋及び償却資産の評価額を基礎として算定し、標準税率は1.4%となっている。

3 軽自動車税

軽自動車税は、4月1日においてその市町村を主たる定置場としている原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して課税する。

標準税率は、車種、総排気量などに応じ、1台あたり1,000円から7,200円までの年額で定められており、制限税率は、標準税率の1.2倍となっている。

4 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、市町村内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸売販売業者に対して課税する。

税率は、一定となっており、1,000本につき2,977円(旧3級品については、1,000本につき1,412円)となっている。

5 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の投機的な取得や保有を抑制し、土地の有効利用を図ることを目的とした税で、保有分(土地の所有者に課するもの)と取得分(土地の取得者に課するもの)の2種類がある。

ただし、平成15年度より新規課税は凍結されている。

イ 目的税

1 入湯税

入湯税は、環境衛生施設などの整備等に要する費用に充てることを目的として、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税する。

標準税率は、入湯客1人1日につき、150円となっている。

課税免除の対象施設[自治省通知(昭和53年4月)]

- ・市町村が、地域住民の福祉向上を目的として設置した施設
- ・日帰りで、利用料金が概ね1,000円程度の鉱泉浴場施設

2 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てることを目的として、従業者数が100人を超える事業所又は床面積が1,000㎡を超える事業所に対して課税される。

なお、一定税率(資産割は床面積1㎡につき600円、従業者割は従業者給与総額の100分の0.25)であるが、人口30万人以上の市等において課税されるもの。

(参考)

市町村の合併の特例に関する法律

(地方税に関する特例)

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

第2項及び第3項 省略

(資料2)

地方税の取扱い(協定項目第9号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、不均一課税を行った市 8市

不均一課税を行った8市の当該措置期間 合併年度のみ 2市/合併年度+3年度 4市/合併年度+5年度 1市/その他 1市

新潟市

地方税は、新潟市の制度に統一する。

ただし

- 1 住民税の個人均等割、都市計画税及び事業所税については、合併年度及びこれに続く3年度は不均一課税を実施する。
- 2 入湯税に関しては、福祉向上を図るために設置された「黒埼荘」での入湯については課税免除とする。

廿日市市

地方税は、廿日市市の制度に統一するものとする。

福山市

地方税は、福山市の制度に統一するものとする。

ただし

- 1 個人市民税については、合併年度とそれに続く3か年度は、不均一課税を実施する。なお、均等割の税率は、福山市は2,500円/年に、新市町は2,000円/年とする。
- 2 法人市民税については、合併年度とそれに続く3か年度は、不均一課税を実施する。なお、法人税割の税率は、福山市は14.7%に、新市町は14.5%とする。ただし、福山市に支店、営業所等がある法人を除く。
- 3 都市計画税については、福山市は現行のとおりとし、新市町では合併年度とそれに続く5か年度は、課税を免除する。
- 4 事業所税については、福山市は現行のとおりとし、新市町では合併年度とそれに続く5か年度は、課税を免除する。
- 5 納税組合奨励金については、合併年度に限り、現行のとおりとする。

新居浜市

地方税は、新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、個人市民税の均等割及び法人市民税の税割の税率については、合併特例法第10条の規定により、合併が行われた日の属する年度に限り、不均一課税とする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

地方税の取扱い（協定項目第9号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、地方税の取扱いについて確認された市の事例

松山市

- 1 法人市町民税（均等割）については、中島町の税率を松山市及び北条市の税率に統一する。
- 2 事業所税については、地方税法（昭和25年法律第226号）第701条の30の規定により、北条市域及び中島町域において、新たに課税されることとなるが、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、課税しない。
- 3 北条市の市税前納報奨金制度及び納税奨励金制度については、北条市において、合併期日の前日までに廃止し、松山市は、この件にかかる債務を引き継がない。
- 4 その他の事項については、原則、松山市の制度・方式に統一する。

高知市

- 1 個人住民税は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の税率に統一するものとする。
- 2 法人住民税は、高知市の税率に統一するものとする。ただし、鏡村及び土佐山村内の非分割法人について、平成16年度及び平成17年度に限り現行の税率とする。
- 3 固定資産税は、鏡村及び土佐山村の税率について、平成16年度及び平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度課税分から高知市の税率に統一するものとする。
- 4 軽自動車税は、鏡村及び土佐山村の税率について、平成16年度及び平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度課税分から高知市の制度に統一するものとする。ただし、小型特殊自動車のうち農耕作業用のものは、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の税率に統一するものとする。
- 5 事業所税は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の税率を適用するものとする。
- 6 前納報奨金は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の制度に統一するものとする。
- 7 各税目の納期は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の制度に統一するものとする。

鹿児島市

地方税については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、個人市民税の均等割及び事業所税については、合併特例法第10条第1項の規定により、平成16年度から平成18年度までの間に限り不均一課税とする。

なお、新たに課税される5町の区域の事業所税については、税率を段階的に引き上げるものとする。

協議第14号（第4回会議提案：継続協議）

条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）について

条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年10月22日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増田 昌三

協定項目	第14号	条例・規則等の取扱い
<p>条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。</p> <p>ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、条例・規則等の取扱いについて協議された市 7市

潮来市

潮来町の条例・規則を適用する。ただし、

- 1 牛堀町にのみ定めのある条例・規則のうち潮来町に引き継ぐものについては現行の例による。
- 2 各種事務事業等の調整方針と関係する条例・規則については、その調整をふまえて規定の整理を行うものとする。

福山市

福山市の条例及び規則を適用するものとする。ただし、各種協議事項等の調整方針と関係する条例及び規則については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。

新居浜市

新居浜市の条例、規則等を適用する。ただし、

- 1 別子山村にのみ定めのある条例、規則等のうち新居浜市に引き継ぐものについては現行の例による。
- 2 各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整をふまえて規定の整理を行うものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、条例・規則等の取扱いについて確認された市の事例

秋田市

秋田市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする。

堺市

原則として堺市の条例・規則を適用する。ただし、各種協定項目の協議結果を踏まえ、条例・規則の整備を行う。

高知市

条例・規則等は、高知市の条例・規則等を適用する。

ただし、各種事務事業等の調整内容を踏まえて、条例・規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。

福山市

福山市の条例及び規則を適用するものとする。ただし、各種協議事項等の調整方針と関係する条例及び規則については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。

長野市

長野市の条例、規則等を適用する。

ただし、各種行政制度・事務事業の調整内容を踏まえ、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行う。

協議第15号（第4回会議提案：継続協議）

電算システム事業（協定項目第24-1号）について

電算システム事業（協定項目第24-1号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年10月22日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-1号	電算システム事業
<p>電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。</p> <p>統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。</p> <p>ただし、高松市にないシステムについては、庵治町のシステムに必要な改修を加え使用する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

電算システム事業(協定項目第24-1号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、電算システム事業について協議された市 5市

潮来市

住民サービスの低下を招かないようシステムの統一を図り、合併時に稼働できるよう調整するものとする。

大船渡市

原則として大船渡市の制度に早期に統一を図るよう調整する。

呉市

下蒲刈町の電算システムは、合併時に呉市の電算システムに統合し、住民サービスの低下を招かないよう速やかに調整していくものとする。

新居浜市

電算システム事業については、新居浜市の電算システムに、早期に統一を図るよう調整するものとする。

野田市

住民基本台帳ネットワークシステム

ネットワークシステムは、全国共通システムのため、合併時に野田市の電算システムに関宿町のデータをコンバージョン(転換)し、運用します。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

電算システム事業（協定項目第24-1号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、電算システム事業について確認された市の事例

秋田市

電算システムについては、原則として秋田市の電算システムに統合を図る。

統合にあたっては、住民サービスの低下を招かないため、合併時に稼働できるよう調整するものとする。

岡崎市

1 電算システム統合の基本方針について

電算システム統合の基本方針については、合併時までに岡崎市の既存システムに統合する。

ただし、個別電算処理システムについては、関連する事務事業の調整方針に基づき調整するものとする。

2 ネットワークについて

電算システムのネットワークについては、岡崎市のネットワークシステムを基本に統合し、合併時までに調整する。

倉敷市

電算システムの取扱いについては、原則として合併時に倉敷市のシステムに統合し、統合の内容については、各事務事業の調整方針に従うものとする。

松山市

1 住民情報系システム及び内部情報系システムについては、市民サービスや事務効率の低下を招かないよう合併までに松山市の電算システムに統合する。

2 個別業務システムについては、原則、合併後、段階的に統合する。

3 住民情報系ネットワーク及び内部情報系ネットワーク等の情報基盤整備については、松山市の方式に統一する。

ただし、合併までに必要となる電気・通信工事、機器設置等にかかる経費については、3市町がそれぞれ負担する。

鹿児島市

電算システムについては、合併時に鹿児島市のシステムに統合するものとする。ただし、各町で現行どおりの運用が必要なシステムについては、合併が行われた日の属する年度の翌年度までに統合するものとする。

協議第16号（第4回会議提案：継続協議）

広聴広報事業（協定項目第24-2号）について

広聴広報事業（協定項目第24-2号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年10月22日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-2号	広聴広報事業
<p>広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>現在、庵治町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。</p> <p>防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

広聴広報事業(協定項目第24-2号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、広聴広報事業について協議された市 4市

福山市

福山市の制度に統一するものとする。

新居浜市

広報広聴事業については、合併時に新居浜市の制度に統一する。

新発田市

豊浦町で実施している相談業務については、新発田市の相談業務に統合する。ただし、内容については、合併後、新市で調整する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

広聴広報事業（協定項目第24-2号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、広聴広報事業について確認された市の事例

秋田市

広報、広聴事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

岐阜市

- 1 広報紙については、タブロイド版にて月2回発行するものとする。なお、各世帯への配布方法については、地域の実情を勘案しつつ合併時まで調整するものとする。
また、広報紙以外の発行物については、住民の利便性を考慮し広報紙及びくらしのガイドへの集約を基本とするものとする。
- 2 住民提案制度等の広聴事業については、合併後も引き続き充実を図るよう努めるものとする。
- 3 市町の広報板の管理等の取扱いについては、現行のとおりとするものとする。なお、合併後新たに設置する広報板については、岐阜市の広報板設置費補助制度を適用するものとする。

高知市

- 1 広報事業は、高知市の制度に統一するものとする。ただし、鏡村及び土佐山村の行政無線による広報については、地域性等を勘案し、現行制度を引き継ぐものとする。
- 2 広聴事業は、高知市の制度に統一するものとする。

長崎市

広報広聴事業は、長崎市の制度に統一するものとする。

鹿児島市

広聴広報関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

協議第 17 号（第 4 回会議提案：継続協議）

生活保護事業（協定項目第 24 - 7 号）について

生活保護事業（協定項目第 24 - 7 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 10 月 22 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 7 号	生活保護事業
生活保護事業については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

生活保護事業(協定項目第24-7号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、生活保護事業について協議された市 6市

大船渡市

合併年度は現行のとおりとし、両市町の従来の経緯等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。

つくば市

原則としてつくば市の制度を適用する。ただし、茎崎町が実施している制度で住民サービスの向上につながるものについてはその例により調整し、統一により急激な変化を伴うものについては、合併後速やかに調整する。なお、他の制度への移行や事業実績がなく制度の必要性がなくなったものについては廃止する。

呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

生活保護事業（協定項目第24 - 7号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、生活保護事業について確認された市の事例

秋田市

生活保護関連事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、河辺町および雄和町に係る生活保護業務については、合併時に県から引き継ぎ秋田市が実施する。

長野市

生活保護関連事業については、長野市の制度に統一する。

長崎市

長崎市の制度を適用する。

鹿児島市

生活保護事業等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

岐阜市

生活保護（法定外扶助を含む）については、岐阜市の例によるものとする。

堺市

堺市の例に合わせる

協議第18号（第4回会議提案：継続協議）

その他の事業（情報公開制度）（協定項目第24-22号）について

その他の事業（情報公開制度）（協定項目第24-22号）を次のとおり
決定することについて、協議を求める。

平成16年10月22日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-22号	その他の事業（情報公開制度）
情報公開制度については、高松市の制度を適用する。		

平成 年 月 日 確認

協議第19号（第4回会議提案：継続協議）

その他の事業（外部監査制度）（協定項目第24-22号）について

その他の事業（外部監査制度）（協定項目第24-22号）を次のとおり
決定することについて、協議を求める。

平成16年10月22日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-22号	その他の事業（外部監査制度）
外部監査制度については、高松市の制度を適用する。		

平成 年 月 日 確認

協議第 20 号

地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について

地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 11 月 24 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 6 号	地域審議会の取扱い
<p>市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づき、庵治町地域に地域審議会を設置する。</p> <p>なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(別紙)

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項及び第2項の規定に基づく高松市庵治地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づく審議会として、合併前の庵治町の区域(以下「設置区域」という。)に高松市庵治地区地域審議会(以下「地域審議会」という。)を置く。

(設置期間)

第2条 地域審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 地域審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申し、又は意見を述べるものとする。

- (1) 高松市と庵治町との合併に関する建設計画の執行状況に関すること。
- (2) 高松市と庵治町との合併に関する建設計画の変更に関すること。
- (3) 庵治町地域のまちづくりに関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 地域審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有し、選挙権を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選任された者

(委員の任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員が設置区域に住所を有しなくなったときは、委員を辞したものとする。

(会長及び副会長)

第6条 地域審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、毎年度2回開催するものとし、会長が招集する。

2 会長は、委員の総数の3分の1以上の委員から審議を求める事項を示して会議の開催の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

7 会議は、公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮って、これを非公開とすることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 地域審議会の庶務は、事務局において処理し、事務局は設置区域内の事務所に置く。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この協議は、合併の日から施行する。

(資料)

地域審議会の取扱い(協定項目第6号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、地域審議会の取扱いについて協議された市 4市

大船渡市

三陸町区域に合併特例法第5条の4の規定による地域審議会を置く。

つくば市

地域審議会は、設置しないものとする。

新居浜市

1 別子山村区域に市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第5条の4の規定による地域審議会を置く。

2 地域審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

地域審議会の取扱い（協定項目第6号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、地域審議会の取扱いについて確認された市の事例

秋田市

地域審議会については、合併後も河辺地域および雄和地域の住民の声を新市の施策に反映させ、きめ細かな行政サービスの展開を図るため、次のとおり設置するものとする。

- (1) 現在の河辺町、雄和町の区域を単位として、それぞれの区域に市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。
- (2) 地域審議会の設置に関し必要な事項を、別紙1「地域審議会の設置に関する協議」のとおり定めるものとする。

長野市

大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村のそれぞれの区域に、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4の規定により地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定める。

堺市

美原町の区域に合併特例法第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおりとする。

倉敷市

船穂町及び真備町の各区域に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項及び第2項の規定による地域審議会を設置することについて、別紙のとおりとする。

松山市

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、北条市及び中島町の区域ごとに地域審議会を置く。また、行政と住民との関係については、新市全体の課題として捉え、適切な役割分担と協働の在り方について検討する。

なお、地域審議会の名称、委員の選任方法、定数、任期その他必要な事項については、次頁のとおり定める。

協議第 2 1 号

議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 7 号）について

議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 7 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 1 月 2 4 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

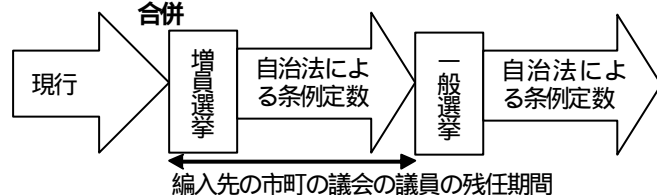
協定項目	第 7 号	議会の議員の定数及び任期の取扱い
市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 6 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、庵治町の区域により選挙区を設ける。		

平成 年 月 日 確認

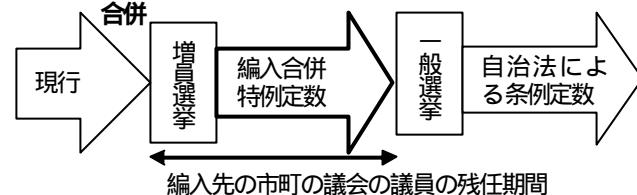
編入合併における議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

地方自治法による原則		編入する市町の議員の身分には変動がなく、編入される市町の議員は、その身分を失う。ただし、合併後の議員定数が増加する場合は、増員選挙()を行う。 【パターン 〇】
合併特例法による特例	定数特例	編入される市町ごとに選挙区を設けて増員選挙()を行う。 増加定数 = 編入する市町の条例定数 × (編入される市町の人口 ÷ 編入する市町の人口) 編入をする市町村の議員の身分に変動はない。 【パターン 〇】
	在任特例	編入される市町の議員が、編入する市町の議員の残任期間に合わせて、引き続き在任する。 【パターン 〇】

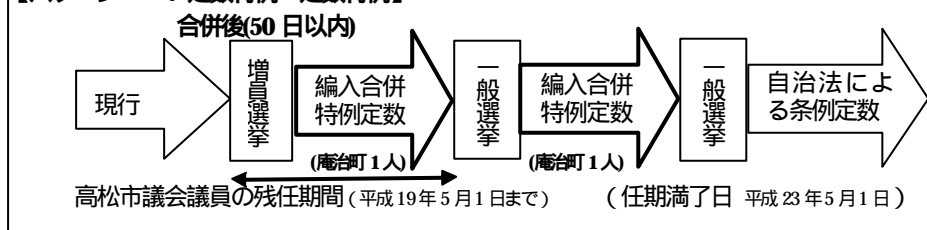
【パターン 〇】 / 原則



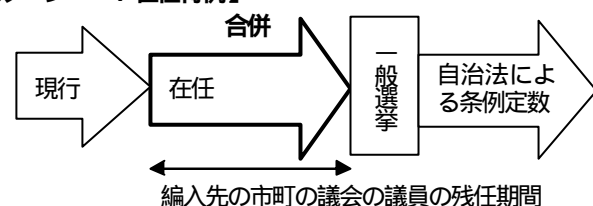
【パターン 〇】 / 定数特例



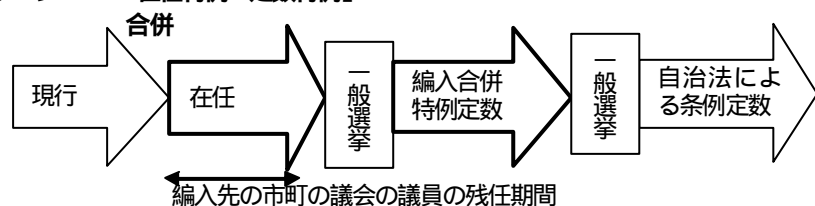
【パターン 〇】 / 定数特例+定数特例



【パターン 〇】 / 在任特例



【パターン 〇】 / 在任特例+定数特例



「増員選挙」は、公職選挙法第111条第3項の規定による定数増加の通知を受領した日から50日以内に行う。

(資料2)

議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目第7号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて協議された市 10市

新潟市(在任)

黒埼町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第2号の規定を適用し、新潟市の議会の議員の残任期間、引き続き新潟市の議会の議員として在任する。

福山市(定数)

内海町の議会の議員の任期及び定数については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第6条の議会の議員の定数に関する特例を適用し、福山市議会議員の定数を増加し、内海町の区域を区域とする選挙区を設け増員選挙を行うものとする。

呉市(定数)

議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第6条第2項及び第3項並びに同条第5項及び第6項の規定により、呉市の議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間下蒲刈町の区域により選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は1人とする。

新居浜市(在任+定数)

- 1 別子山村の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の議会の議員の残任期間、新居浜市の議会の議員として引き続き在任する。
- 2 両市町村の合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併特例法第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される新居浜市の議会の議員の任期に相当する期間について、別子山村を区域とする選挙区を設け、新居浜市の議会の議員の定数(以下「旧定数」という。)に人口比率を乗じて得た数1名を、新居浜市の旧定数に加えた数をもって新居浜市の議会の議員の定数とするものとする。

新発田市(在任)

豊浦町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)(以下「合併特例法」という。)第7条第1項第2号の規定を適用し、新発田市の議会の議員の残任期間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第7号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、編入合併が確認された中核市のうち、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて確認された市の事例

長野市（定数）

議会の議員の定数及び任期については、合併特例法第6条第2項及び第3項の規定を適用し、長野市議会議員の残任期間に相当する期間に限り、長野市議会議員の定数を増加し、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村のそれぞれの区域を区域とする選挙区を設け、増員選挙を行う。

岡崎市（在任）

議会の議員の定数及び任期については、合併時における額田町の議員を6人とし、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号に規定する議会の議員の在任に関する特例を適用することとし、任期は岡崎市の議会の議員の残任期間とする。

豊田市（定数 + 定数）

1 定数及び任期

議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により、豊田市の議会議員の残任期間（約2年間）及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期（4年間）に相当する期間に限り、豊田市の議会議員の定数40人に、編入される町村ごとに設けられる選挙区の議会議員の定数7人を加えた47人とする。

2 報酬等

議会の議員の報酬等は、豊田市の制度に統一する。

倉敷市（定数）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項及び第3項の規定を適用し、倉敷市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り定数を増加し、編入される船穂町及び真備町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、船穂町の区域1名、真備町の区域2名、計3名の増員選挙を行うものとする。

高知市（定数 + 定数）

議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）（以下「合併特例法」という。）第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を適用し、高知市議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙の任期に限り42人とする。このうち、鏡村及び土佐山村の両区域に設けられる選挙区の定数は、それぞれ1人とする。

協議第 2 2 号

消防団の取扱い（協定項目第 1 9 号）について

消防団の取扱い（協定項目第 1 9 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 1 月 2 4 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 1 9 号	消防団の取扱い
庵治町消防団は、高松市消防団に統合する。 消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

消防団の取扱い(協定項目19号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、消防団の取扱いについて協議された市 9市

潮来市

- (1) 合併時、潮来町に統合するよう調整に努めるものとする。
- (2) 報酬については、消防団の統合時に潮来町の制度に統一するものとする。

大船渡市

三陸町の消防団は、現行体制のまま大船渡市の消防団に統合する。
団員の報酬については、大船渡市の基準に統一する。

つくば市

荃崎町消防団は現行どおりつくば市に引き継ぐものとし、分団数、団員及び定数については合併後速やかに調整する。
ただし、団員の手当等については、つくば市の制度を適用する。

呉市

下蒲刈町の消防団は、全団員を呉市の消防団組織に統合し、再編整備していく。

新居浜市

- (1) 合併時に新居浜市に統合するものとする。
- (2) 報酬及び費用弁償等については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
- (3) 定数等の見直しについては、新市の消防計画に基づき調整するものとする。

新発田市

豊浦町の消防団の分団については、現行どおり新市に引継ぎ、合併後に再編を検討する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

消防団の取扱い（協定項目19号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、消防団の取扱いについて確認した市の事例

秋田市

消防事業の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。なお、2町の消防団は合併時に秋田市消防団に統合する。

岐阜市

(1) 消防団の組織及び団員については、岐阜市に引き継ぐものとする。ただし、合併後、組織の再編に向け、調整を行うものとする。

(2) 任用、報酬、費用弁償、退職報償金及び運営補助については、岐阜市の制度に統一するものとする。

(3) 式典等の行事及び消防機械器具等については、現行のとおりとするものとする。ただし、合併後、消防団の組織の再編に合わせて調整を行うものとする。

(4) 消防相互応援協定については、現行のとおり岐阜市に引き継ぐものとする。

堺市

現美原町消防団については、現体制で存続し、活動区域を現美原町域に限定した「堺市美原消防団」に改正する。堺市高石市消防組合で関係条例・規則を制定し、団長及び団員については、消防組織法第15条の5及び第26条の3に基づき、新たに組合管理者が任命及び承認を行う。また、消防団事務については、美原消防署で行う。

高知市

ア 鏡村及び土佐山村の消防団は、高知市の消防団に統合する。

イ 鏡村及び土佐山村の消防団員の報酬、費用弁償は、高知市に統一する。

長崎市

消防防災関係事業は、原則として長崎市の制度に統一するものとする。

ただし、消防団については、当分の間、香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町をそれぞれ地区として組織を再編するものとする。

また、各町と長崎市の間の消防事務の委託は、合併の日の前日をもって廃止する。

なお、調整項目の詳細については別紙のとおりとする。

協議第 2 3 号

国民健康保険事業の取扱い（協定項目第 2 2 号）について

国民健康保険事業の取扱い（協定項目第 2 2 号）を次のとおり決定すること
について、協議を求める。

平成 1 6 年 1 1 月 2 4 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 2 号	国民健康保険事業の取扱い
<p>国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、庵治町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税（料）率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

国民健康保険事業の取扱い(協定項目第22号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、国民健康保険事業の取扱いについて協議された市 10市

大船渡市

- (1) 保険税の取扱い保険税率は、合併特例法第10条の規定により、合併年度は不均一課税とし、翌年度から新たに税率を設定する。
- (2) 保険給付、保健事業の取扱いは、合併年度から給付水準の高い方に統一する。

廿日市市

- (1) 国民健康保険税の税率、納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から廿日市市の例に統一する。
- (2) 葬祭費に係る給付については、廿日市市の例に統一する。

野田市

国民健康保険税の限度額、賦課期日、納期、減免については、両市町とも同一内容ですが、税率については、両市町で異なります(関宿町の方が高い)ので、野田市の税率を適用します。(例:関根町の医療分の所得割8.9/100 野田市の医療分の所得割7.4/100。調整財源については、一般会計からの繰入にて対応します。)

新発田市

国民健康保険事業の中で、両市町に差異があるものについては、次のとおり取扱う。人間ドック助成事業については、平成15年度から両市町において統一した新制度を適用する。豊浦町の健康優良世帯表彰制度については廃止し、新市で啓発事業等について検討する。

福山市

福山市の制度に統一するものとする。ただし、合併年度に限り、現行のとおりとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

国民健康保険事業の取扱い（協定項目第22号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、国民健康保険事業の取扱いについて確認された市の事例

秋田市

国民健康保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、1市2町において税率等および葬祭費の給付額の異なる制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 国民健康保険税の賦課については、合併年度までに限り、1市2町それぞれの条例の例による。
- 2 葬祭費の給付額については、合併年度までに限り、1市2町それぞれの条例の例による。

長野市

長野市の制度に統一する。

ただし、

- (1) 保険料(税)賦課について、平成16年度は現行のとおりとし、大岡村、豊野町及び鬼無里村については、平成18年度まで不均一賦課を実施する。
- (2) 保険料(税)の納期及び督促手数料について、平成16年度は現行のとおりとする。

奈良市

国民健康保険事業については、奈良市の制度に統一する。

ただし、保険料率・額のうち医療分については、平成19年度までの間は不均一の賦課とする。

倉敷市

- 1 国民健康保険の料・税の別、納期については、合併が行われた日の属する年度(以下「合併年度」という。)は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から倉敷市の制度に統一するものとする。賦課方式及び保険料(税)率については、合併年度及びこれに続く2年度は不均一とする。
- 2 国民健康保険運営協議会については、合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。
ただし、経過措置として合併年度の翌年度から2年間は、委員の定員を6名増員し、その内訳は、船穂町及び真備町から被保険者代表各1名、医療機関代表各1名、公益代表各1名とする。
- 3 国民健康保険の葬祭費及び人間ドック事業については、合併年度の翌年度から倉敷市の制度に統一するものとする。

鹿児島市

国民健康保険事業については、鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、国民健康保険税の税率等については、合併が行なわれた日の属する年度に限り、現行の制度を基本とする。

協議第 2 4 号

介護保険事業の取扱い（協定項目第 2 3 号）について

介護保険事業の取扱い（協定項目第 2 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 1 月 2 4 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 3 号	介護保険事業の取扱い
<p>介護保険事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、庵治町の第 1 号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第 3 期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。</p> <p>庵治町の第 1 号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

介護保険事業の取扱い(協定項目第23号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、介護保険事業の取扱いについて協議された市 7市

大船渡市

合併年度は、現行のとおりとし、翌年度から調整する。保険料の納期については、大船渡市の例による。

廿日市市

- 1 第1号被保険者保険料については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度分から第2期介護保険事業計画により算定した保険料率に統一する。
- 2 普通徴収に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から廿日市市の例に統一する。
- 3 その他各種事務の取扱いについては、廿日市市の例に統一する。

呉市

原則として呉市の制度に統一するものとする。

新居浜市

介護保険事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

野田市

現在、平成15年度から17年度の保険料については調整中ですが、関宿町の保険料が野田市より高くなることが想定されます。このため、合併後は野田市の保険料に統一し、その財源として一般会計からの繰入により対処することとします。

新発田市

合併時に介護保険事業計画を見直し、新たに介護保険料を設定する。ただし、平成15年度は経過措置として、両市町それぞれの保険料及び納期とし、平成16年度から統一する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

介護保険事業の取扱い（協定項目第23号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、介護保険事業の取扱いについて確認された市の事例

秋田市

介護保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、介護保険料は、平成16年度分までに限り不均一賦課するものとし、平成17年度に新たな保険料を設定するため、第2期介護保険事業計画の見直しを行う。

岐阜市

- 1 介護保険事業については、岐阜市が保険者となり運営を行うものとする。
- 2 第1号被保険者の保険料については、合併年度及び翌年度は現行のとおりとし、第3期介護保険事業計画(平成18～22年度)策定の中で調整を図るものとする。
- 3 第1号被保険者の納期については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。ただし、統一の方法については、岐阜市の例によるものとする。

奈良市

- 1 第1号被保険者の介護保険料については、平成20年度までの間は不均一の賦課とする。
- 2 普通徴収の納期については、奈良市の制度に統一する。
- 3 介護保険料の減免については、奈良市の制度に統一する。

倉敷市

- 1 第1号被保険者（65歳以上）の保険料は、合併後平成18年3月末までの期間は、現行（1市2町）の保険料率を適用し、第3期事業運営期間の初年度である平成18年度から倉敷市として統一するものとする。ただし、船穂町及び真備町の積立金及び借入金は、合併時に倉敷市の積立金及び借入金に統一する。
- 2 介護認定審査会は、合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。なお、平成17年4月1日から合議体の設置数を19とし、倉敷市及び船穂町の区域に18合議体を、真備町の区域に1合議体を置くものとする。

協議第 2 5 号

人権啓発事業（協定項目第 2 4 - 3 号）について

人権啓発事業（協定項目第 2 4 - 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 1 月 2 4 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 3 号	人権啓発事業
<p>人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、庵治町におけるハンセン病に関する人権教育・啓発事業については、現行のとおり引き継ぐものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

人権啓発事業(協定項目第24-3号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、人権啓発事業について協議された市 3市

福山市

同和対策については、福山市の制度に統一するものとする。ただし、合併年度に限り、現行のとおりとする。
事業の実施、諸制度の運用にあたっては、基本方針に基づき調整を図るものとする。

呉市

人権行政の取扱いについては、原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、川尻町地域の人権政策・啓発事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

人権啓発事業（協定項目第24-3号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、人権啓発事業について確認された市の事例

松山市

- 1 人権に関する審議会については、合併時に松山市人権啓発施策推進審議会に統一する。なお、同審議会の委員の構成については、3市町の長が別に協議して合併までに決定する。
- 2 合併時から、松山市は、北条市及び中島町の隣保館を引き続き活用する。
- 3 人権教育推進協議会については、松山市人権教育推進協議会に統一する。
- 4 合併時から、松山市は、北条市の集会所を引き続き活用する。
- 5 合併後の人権擁護委員数については、現行の3市町の委員数を合併後3ヵ年で2人ずつ減員し、合計25人とする。
- 6 その他の事項については、原則、松山市の制度・方式に統一する。

長野市

- 1 人権政策に係る推進計画については、合併後に見直しを行う。
- 2 豊野町の同和地区住宅新築資金等利子補給金制度については、平成22年度まで継続する。
- 3 豊野町の住宅改修資金貸付事業は廃止する。ただし、利子補給制度については、平成18年度まで継続とする。
- 4 豊野町隣保館については、現行のとおりとする。ただし、生活相談員設置については、平成18年度をもって廃止する。
- 5 母子手当支給事業、保育所・幼稚園入所支度金支給事業、保育料補助金交付事業については、現行のとおりとし、平成18年度をもって廃止する。
- 6 長野市敬老祝金支給事業、豊野町解放年金支給事業及び豊野町同和地区医療給付金支給事業については、現行のとおりとし、平成18年度をもって廃止する。
- 7 人権を考える市民のつどいについては、長野市の制度に統一する。ただし、豊野町の人権フェスティバル、戸隠村及び鬼無里村の人権のつどいは、地区集会として開催する。
- 8 人権同和教育集会所は、現行のとおりとする。
- 9 社会人権同和教育、同和地区奨学金貸与事業、学校人権同和教育振興補助金及び人権啓発学習会補助金については、長野市の制度に統一する。
- 10 豊野町及び鬼無里村の同和地区児童生徒入学支度金交付事業については、制度を廃止する。

協議第 2 6 号

その他の事業（市・町民褒章制度）（協定項目第 2 4 - 2 2 号）
について

その他事業（市・町民褒章制度）（協定項目第 2 4 - 2 2 号）を次のとおり
決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 1 月 2 4 日 提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 2 号	その他の事業（市・町民褒章制度）
<p>市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町の名誉町民については、庵治地区の名誉町民として継承 するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 27 号

建設計画（協定項目第 25 号）について

建設計画（協定項目第 25 号）を次のとおり決定することについて、協議を
求める。

平成 16 年 11 月 24 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 25 号	建設計画
建設計画については、別冊のとおり定めるものとする。		

平成 年 月 日 確認

4 その他

(1) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について
別紙のとおり

(2) 高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定について

ア 第6回会議

(ア) 日時 平成16年12月27日(月)午後1時30分

(イ) 場所 庵治町役場 1階 105会議室

(別紙)

合併協定項目の協議状況

平成16年11月24日現在

	高松市・塩江町	高松市・香川町	高松市・国分寺町	高松市・牟礼町	高松市・香南町	高松市・庵治町
合併協議会設置年月日	平成15年6月1日	平成15年9月1日	平成15年12月24日	平成16年2月1日	平成16年2月2日	平成16年6月1日
1. 合併の方式						
2. 合併の期日						
2. 合併の期日(再提案)	H.17.9.26					
3. (新)市の名称						
4. (新)市の事務所の位置						
5. 財産の取扱い						
6. 地域審議会の取扱い						
7. 議会の議員の定数及び任期の取扱い						
8. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い						
9. 地方税の取扱い						
10. 一般職の職員の身分の取扱い						
11. 町名・字名の取扱い						
12. 慣行の取扱い						
13. 事務組織及び機構の取扱い						
14. 条例・規則等の取扱い						
15. 特別職の職員の身分の取扱い						
16. 一部事務組合等の取扱い						
17. 附属機関等の取扱い						
18. 公共的団体等の取扱い						
19. 消防団の取扱い						
20. 使用料・手数料等の取扱い						
21. 各種団体への補助金・交付金等の取扱い						
22. 国民健康保険事業の取扱い						
23. 介護保険事業の取扱い						
24. 各種事務事業の取扱い						
1. 電算システム事業						
2. 広聴広報事業						
3. 人権啓発事業						
4. コミュニティ施策						
5. 障害者福祉事業						
6. 高齢者福祉事業						
7. 生活保護事業						
8. 児童福祉事業						
9. その他の福祉事業						
10. 保健衛生事業						
11. 環境対策事業						
12. 商工・観光関係事業						
13. 農林水産関係事業						
14. 建設関係事業						
15. 交通関係事業						
16. 上水道事業						
17. 下水道事業						
18. 消防防災関係事業						
19. 学校教育事業						
20. 社会教育事業						
21. 文化振興事業						
22. その他の事業						
(女性政策)						
(情報公開制度)						
(外部監査制度)						
(水問題対策)						
(契約制度)						
(市・町民褒章制度)						
(市・町民葬儀)						
25. 建設計画					構成の報告	

は提案済 ・ は確認済 ・ 今回提案予定